

一般社団法人日本骨・関節感染症学会定款施行細則

会員細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本骨・関節感染症学会（以下「当法人」という。）定款第6条、第7条、第8条に基づき、会員の種別及び会費について定める。

(種別)

第2条 当法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 賛助会員

(会費)

第3条 会員の会費は、次の通りとする。

1. 正会員（医師、歯科医師、評議員） 年額 10,000 円
正会員（上記以外）年額 5,000 円
2. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
3. 賛助会員 年額 100,000 円（1口）

(会費納入)

第4条 会費は、その年度会費を全額納入するものとする。但し、会員登録を希望する者は、入会時に納入しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第6条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成31年4月1日より施行する。

名誉会員に関する細則

第1条 この細則は、一般社団法人日本骨・関節感染症学会（以下「当法人」という。）定款第6条第2項に基づき、名誉会員の推薦について定める。

第2条 名誉会員は、当法人の運営に多大の寄与をなした者または骨・関節感染症研究の発展に特別な貢献をした者で、理事会が推薦し、社員総会において承認された者とする。

第3条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

第4条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成31年4月1日より施行する。